リスクアセスメントの自主点検表をご活用下さい！

平成18年4月より、労働安全衛生法第28条の2に基づき、安全管理者を選任しなければならない業種について、リスクアセスメントの導入が義務づけられました。
今回はリスクアセスメント自主点検表のモデルを紹介します。
既にリスクアセスメントを導入している事業場は下記の自主点検表を活用して下さい。
まだ導入されていない事業場は早急に導入を進めるようお願いいたします。

リスクアセスメント自主点検表

当自主点検は、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(リスクアセスメント指針)に適合しているかどうかを確認し、今後の改善に役立てて頂くものです。(以下、リスクアセスメントをＲＡといいます。)

1　実施体制

(1)事業場のトップ(工場長等)は、RAの実施について統括していますか。
a　している　　b　していない

(2)安全管理者・衛生管理者等は、RA実施の全体手順の推進及び管理をしていますか。
a　している　　b　していない

(3)職長等は、ＲＡ対象事案の選定及びRAの実施に当たっていますか。
a　当たっている　　b　当たっていない

2　実施期間

(1)RAを実施する時期は、〝設備・原材料・作業方法等の採用・変更時、或いは建築物の設置・移転・解体時等〟であることが定められていますか。
a　定められている　　b　定められていない

(2)RAは、設備等の経年損傷等を考慮して〝定期的〟に行なうことも定められていますか。
a　定められている　　b　定められていない

3　対象の選定

RAの実施対象は、〝危険・有害性が予測されるもの〟、〝災害が発生し、これまでの対策に問題が認められるもの〟等と定められていますか。
a　定められている　　b　定められていない

4　情報の入手

(1)RAに際し、〝作業手順書・機械仕様書・化学物質等安全衛生データシート・作業環境測定結果・災害統計〟等の情報を入手していますか。
a　入手している　　b　入手していない

(2)新規機械等、必要な情報が入手できない場合は、メーカー等相手方から入手することとしていますか。
a　入手することとしている　　b　入手することとしていない

5　危険性又は有害性の特定

RAは、当該危険・有害性の分野(機械の危険、爆発・腐食等の危険、不適正行動の危険等、及び原料の有害性、ガス・発じんの有害性、不適性行動の有害性等)を考慮のうえ行なうこととしていますか。
a　考慮している　　b　考慮していない

6　危険・有害性の大きさの見積もり

RAにおいては、当該作業等において予想される負傷・疾病の重篤度と、発生可能性の程度との両方を組み合わせて、危険・有害性の大きさを見積もっていますか。
a　組み合わせて見積もっている　　b　組み合わせて見積もっていない

7　記録

RAを実施した場合は、〝対象とした機械・作業等、特定した危険・有害性、見積もった危険・有害性の大きさ、対策実施の優先度、実施した対策の内容〟を記録していますか。
a　記録している　　b　記録していない